

【寄附者ごとの寄附することができる額の制限（量的制限）一覧表】

寄附者	寄附の相手方 (寄附を受けるもの)	個別規制	総量規制
		同一団体・同一政治家に対する寄附の個別制限額	寄附者が寄附できる額の総量の制限額
個人	政党	制限なし	年間 2,000 万
	資金管理団体	年間 150 万まで	年間 1,000 万
	その他の政治団体		
	政治家 (選挙運動に関するものを除き、 金銭等による寄附は禁止)		
政治家	政党	制限なし	年間 2,000 万
	自己の資金管理団体	年間 150 万まで ※ 年間 150 万まで (政治家が他の政治家に寄附する場合、 選挙区内の者に対しては寄附できない。)	年間 1,000 万 (資金管理団体に対する特定寄附については、 総量規制は適用されない。)
	その他の政治団体		
	他の政治家 (選挙運動に関するものを除き、 金銭等による寄附は禁止)		
会社 (A)	政党	制限なし	資本又は出資金により 年間 750 万～1 億
	資金管理団体	禁止	禁止
	その他の政治団体		
	政治家		
労働組合 ・ 職員団体 (B)	政党	制限なし	組合員・構成員の数により 年間 750 万～1 億
	資金管理団体	禁止	禁止
	その他の政治団体		
	政治家		
(A)～(D) 以外の団体	政党	制限なし	前年における年間の経費の額により 年間 750 万～1 億
	資金管理団体	禁止	禁止
	その他の政治団体		
	政治家		
政党 (C)	政党	制限なし	制限なし
	資金管理団体		
	その他の政治団体		
	政治家		
資金管理団体・ その他の政治団体 (D)	政党	制限なし	制限なし
	資金管理団体	年間 5,000 万まで	
	その他の政治団体		制限なし (後援団体は、選挙区内の他の政治家に 対しては寄附できない。)
	政治家	制限なし (後援団体は、選挙区内の他の政治家に 対しては寄附できない。)	

(注) この表中、「政治家」とは「公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）」の意味。また、「政党」には、政党が指定する「政治資金団体」を含む。

※ 政治家は、選挙前の一定期間、自己の後援団体に対し寄附をすることが禁止される（ただし、自己の資金管理団体にする場合は禁止されない）。